

第 84 号議案

小城市立小中学校に係る非常勤嘱託職員取扱規定の制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小中学校に勤務する非常勤嘱託職員の服務について、勤務日等の取扱を定める必要があるため、規定を制定するものである。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市立小中学校に係る非常勤嘱託職員取扱規定（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、小城市嘱託職員取扱要綱（平成18年小城市訓令第6号）に定めるもののほか、小城市立小中学校に勤務する非常勤嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職種）

第2条 嘱託職員は、次の職種で採用される者で、管理監督の権限を学校長が有するものをいう。

- (1) こどもサポーター
- (2) 学校図書館司書
- (3) 学校用務員
- (4) 養護助教諭
- (5) 学校嘱託事務員

（勤務日）

第3条 嘱託職員の勤務日については、学校における職務の実態にあわせて月17日以内若しくは年204日以内とする。

（勤務時間）

第4条 嘱託職員の勤務時間は、1日当たり7時間45分とし、始業及び終業の時刻は、その職務内容を考慮して学校長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。